公益財団法人　京都文化交流コンベンションビューロー
『サステナブルなＭＩＣＥ開催支援補助制度』
要領

１．目的

この制度は、京都市内で開催されるＭＩＣＥにおいて、サステナビリティに貢献する様々な取組にかかる費用の一部を補助することにより、ＭＩＣＥ主催者・事業者の皆様へのＭＩＣＥ開催におけるＳＤＧｓへの理解促進や先進事例の普及を図り、サステナブルなＭＩＣＥ都市を形成していくことを目的とします。

２．補助の対象となる事業

補助の対象となるＭＩＣＥは、一般観光や親睦を目的とするものではなく、企業・団体等が主催するコンベンション、ミーティング、インセンティブツアー、同窓会であり、次の要件を全て満たす事業とします。イベント（文化・スポーツイベント、交流会など）、展示会およびそれらに伴う会議、シンポジウムは対象となりません。ただし、(公財)京都文化交流コンベンションビューロー（以下「コンベンションビューロー」という。）が特に必要と認める場合はこの限りではありません。

(1) 主たる事業が当該年度の４月１日から３月３１日の間に、京都市内で開催されること。
(2) 参加者の７割以上が、原則京都市内に１泊以上滞在すること。（ただし、同窓会は除く）
(3) 対象事業の参加予定者が
　　ミーティング/インセンティブ/コンベンション：３０名以上
　　同窓会：１００名以上（ただし、京都市外在住の参加者が５割を超えることが条件）
(4) 主催団体が、国又は地方公共団体以外の団体であること。
(5) 特定の個人または団体の利益を目的としないものであること。
(6) 政治活動又は宗教的活動を目的としないものであること。
(7) 当該補助事業に対し京都市の他の助成金等を利用しないこと。ただし、京都市ＭＩＣＥ開催支援助成金、京都らしいＭＩＣＥ開催支援補助制度との併用が可能。
(8) 当該補助事業及び当該補助事業と同様の事業に過去３年以内に本補助金制度を利用していないこと。
(9) 申請者及び補助を受けようとするＭＩＣＥ主催者（以下「主催者等」という。）は、京都市暴力団排除条例第２条第４号に規定する暴力団員等または同条５号に規定する暴力団密接関係者ではないこと
(10) 当該補助事業は、公序良俗に反するものでないこと
(11) 当該補助事業は、コンベンションビューローが定める補助除外日以外に開催すること。
　※詳細は別紙カレンダーのとおりとする。

３．補助対象費用等

（１）補助事業の条件

補助対象とする取組は下記が全て満たされるものとします。

① 費用が生じる、サステナビリティに貢献する取組であること。
② 経済効果以外に、効果を数値で説明できる取組であること。
③ 京都の事業者を利用する取組であること。ただし、当該取組における京都内事業者がない、もしくは少ない場合はこの限りではない。
④ 京都らしいＭＩＣＥ開催支援補助制度において補助対象となる、文化振興・伝統産業振興に関する取組ではないもの。

（対象例）
・会議関連企画として、京都市内で市民向けに市民公開講座を行い、３００人に最先端の知見を共有した。
・会議の開催に当たり、カーボンオフセットを実施し、０．５ｔのＣＯ２排出の削減を行った。
・参加者にステンレスボトルを配付し活用を促し、ペットボトル・缶の使用を５，０００本削減した。
・学会への学生の関与を促すため、学生をアルバイトとして学会の運営等に従事させた。

（２）補助金額の上限額

上記に定める内容において、サステナブルな取組に要した費用の１/２を負担する。（上限３０万円）

４．申請・審査・通知

(1) 申請者

申請者は、原則対象補助事業の主催者とします。ただし、代理店等が申請される場合は、別途主催者等の情報を提出いただきます。

※主催者に代わり申請される場合は、必ず主催者の確認・許可を得てください。

(2) 申請時期

申請時期は、対象補助事業の開催予定日１箇月前までとします。原則１箇月を過ぎた申請は受け付けません。

(3) 申請書類

①別紙申請書

②当該補助事業の補足資料（企画書、事業計画書、プログラム、日程表等）

③補助予定事業の見積書（サステナビリティに貢献する企画に要する費用が明確に分かる見積書）

(4) 申請書提出先

公益財団法人京都文化交流コンベンションビューロー

国際観光コンベンション部「サステナブルなＭＩＣＥ開催支援補助制度」担当　宛

〒600-8009　京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町 78　京都経済センター3 階

TEL：075-353-3053　FAX：075-353-3055　E-mail：kyoto@hellokcb.or.jp

(5) 審査・通知

申請書受理後、１箇月以内に補助の可否を通知します。申請を審査した上で当該補助事業が補助対象となった場合は、「サステナブルなＭＩＣＥ開催支援補助制度通知書」を発行します。なお、申請書を提出いただいても同通知書が発行されるまで補助の可否及び補助予定額は確定しません。

５．補助金活用の告知等

主催者等は、補助対象事業の実施に当たっては、作成する印刷物（ポスター、プログラム、パンフレット等）や看板などに必ず以下の京都ＭＩＣＥロゴと定型文を用いてコンベンションビューローからの補助を受けている旨を表示してください。

広報印刷物への掲載が間に合わない場合は、京都ＭＩＣＥロゴおよび告知定型文をＡ３サイズ以上の用紙に印刷、会場にて掲示し掲示写真を提出してください。

（別紙のデータを印刷のうえご利用ください。）後援名義許可を得た場合でも、後援、スポンサーなどの表記での告知は認められません。

京都 MICE ロゴ

京都 MICE 基金バナー

告知定型文

日本語：「本事業は、京都市及び公益財団法人京都文化交流コンベンションビューローの補助金を活用し実施しています。」

英語：「This program is supported by a subsidy from Kyoto City and the Kyoto Convention & Visitors Bureau.」

（１）主催者は補助対象事業のウェブサイトを有する場合、コンベンションビューローが定めるバナーの掲載を行ってください。
（２）主催者等は、京都 MICE 基金の広報協力をすること。
（３）その他、京都市およびコンベンションビューローより依頼する事項について可能な限りご協力ください。

６．報告

(1)変更事項等の報告

申請者は、申請事項等に変更のあった場合は直ちに書面をもって報告していただきます。

(2)取り消し

下記の場合は補助を取り消すこととします。
① 申請事項に虚偽があった場合
② 申請事項に変更が生じ、補助が適当でないとコンベンションビューローが認めたとき
③ その他、コンベンションビューローが不適当な事由があると認めたとき

(3)事業完了報告

申請者は、補助事業終了後２箇月以内又は、翌年度４月４日までのいずれか早い日に以下の書類をご提出ください。期限内に提出がない場合は、原則助成金を交付しません。
① 事業完了報告書（サステナビリティに貢献する企画の内容を明記）
※当該企画内容は申請者名を伏せたうえ、サステナブルＭＩＣＥの取組事例として情報発信します。
② 上記５にて記述の文章およびロゴを用いて当制度活用の旨を表記した資料、告知定型文と京都ＭＩＣＥロゴを掲示した写真
③ 活用した補助事業の写真など実施したことがわかるもの
④ 活用した補助事業の費用支払の領収書コピー、金融機関での振込の場合は振込証明書および請求書コピー(納品書、業務クーポンは支払い証明とみなされませんので、ご注意ください。)
④ 申請者名義による当財団宛振込依頼書（補助金額は、最終的に要した補助対象費用が通知書に記載の補助予定金額より下回った場合、その実費分が補助対象となります。）

(4)支払

上記(3)の事業完了報告書類を受理後、申請者にお支払いします。助成金の交付は事業終了後の後払いとなります。

７．特記事項

(1) 当該補助事業実施以降、他事業においてもサステナビリティに貢献する様々な取組を継続的に実施することに努めていただきますようお願いします。
(2) 本制度利用のため申請者が行うサステナブルな取組の手配・準備に係る契約につきましては、申請者と手配・購入先との間での契約行為であり、コンベンションビューローは同契約について一切の責任を負いかねますので予めご了承下さい。

８．その他

(1) 本制度は、京都市からの補助金により、コンベンションビューローの予算の範囲内において年度単位(４月１日から翌年３月３１日)で行っており、原則申請順で審査を行うことから、年度内でも申請受理多数の場合、募集を中止する場合があります。予めご了承下さい。
(2) この要領に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、コンベンションビューロー専務理事が別途定めます。

附則

この要領は、令和７年４月１日から適用します。